

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の要旨

1 改正理由

職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）について、民間労働法制及び人事院規則の改正等を踏まえ、勤務命令を行うことができる上限時間を定めるなど、長時間労働の是正の措置を講じるため、所要の改正を行う。

2 改正内容

条例第8条第2項に規定する時間外勤務に関し、必要な事項について規則で定めることを追加する。

（入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の改正要旨）

(1) 時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限

任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

ア イ以外の職員

- ・ 1箇月において45時間以下、1年において360時間以下
- イ 他律的な業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重の高い部署または通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時若しくは緊急にアの時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある部署に勤務する職員
 - ・ 1箇月において100時間未満、1年において720時間以下、2～6箇月平均で80時間以下
 - ・ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命じることができる月数は6箇月

(2) 特例業務の適用除外

特例業務（大規模災害への対処、重要な施策への対応その他の特に重要な業務であって臨時又は緊急に処理することを要するものをいう。）に従事する職員に対し、(1)に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、(1)の規定は適用しない。

(3) 上限時間を超えて時間外勤務を命ずる場合の措置

(2)の規定により、(1)に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

(4) その他必要な事項

その他、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。

3 施行日 平成31年4月1日